

年頭のご挨拶



令和二年庚子の新春を迎え、皇室の
 愈々の弥栄と、県内各神社の御社頭
 のご隆昌、そして、皆様方のご健勝ご多
 幸をお祈り申し上げます。

昨年五月一日先帝陛下の御譲位によ
 り、新帝陛下が御即位され、元号も「令
 和」と改元されました。そして、十月
 二十二日「即位礼正殿の儀」、十一月
 十四日から十五日にかけて大嘗祭が荘
 厳に斎行され、奉祝ムードに満ち満ち
 た一年でありました。

「令和」の元号は、皆様ご承知のよ
 うに初めて国書「萬葉集」を出典とし
 た元号ということもあって、多くの国
 民に親しみを以て受け入れられたので
 はないでしょうか。今では世界で唯一
 日本にしか存在していない元号制度で
 ありながら、マスメディアを始め、広
 く軽視されがちであった元号につい
 て、再認識していただく良い機会に
 なったのではないかと思います。

元号の始まりは、中国前漢武帝の頃
 といわれています。漢民族固有の「天
 命思想」によるもので、天命を受けた
 中国の帝王は、領土を支配すると同時
 に、時をも支配する存在でした。これ
 を「授時大権」といいます。即ち、中
 国の歴代帝王はみな元を建て、元を改
 めました。隋唐の時代、この思想と制
 度が日本に伝わり天皇が建てた元の始
 まりは「大化」とされています。「大化」
 より「大宝」に至る約半世紀の間は年
 号の欠けた年もあったようですが「大
 宝」以降現在に至る約一三〇〇年の間
 途絶えることなく歴代天皇によって年
 号が建てられ、「令和」が二四八番目
 の元号となります。

御代始めの改元は、一、二の例外を
 除いて必ず行われた外、祥瑞や災異、
 辛酉革命、甲子革命、三合等の曆法上
 の凶年等にも改元されています。後醍
 醐天皇は一代で九回も改元しています
 が、明治以降一世二元制となりました。
 しかし、この元号制は昭和二十年敗
 戦により、GHQによって廃止されま
 した。従って、元号法が復活していな
 ければ元号は昭和で終わっていたかもし
 れません。

昭和四十三年、明治維新より百年を
 機に神社界で元号法制化運動が盛り上
 がり、これを広く展開することを一つ
 の大きな目標として、昭和四十四年十
 一月「神道精神を国政の基礎に」を綱
 領に掲げ【神道政治連盟】が設立され
 ました。そして、地道な運動が実を結
 び昭和五十四年「元号法」が制定され
 一世一元の制度が復活し、「平成」「令
 和」と元号が継がれてきました。

【神道政治連盟】は、昨年設立五十
 年の節目を迎え、令和元年度活動方針
 の概略は「先人達から受け継いだ神道
 の精神を以て日本国国政の基礎を確立
 することを期し、皇室の尊厳護持運動、
 憲法改正や教育の正常化運動など、国
 政上の正すべき重要課題をこれまで以
 上に熱心に取り組む」としています。

これを受けて、岡山県本部役員会が
 現状を分析し今年度の重点活動目標を
 次のように策定し、活動しております
 ので紹介しておきます。

先ず、昨年の参議院議員選挙につき
 ましては、皆様方のご尽力により比例
 区有村氏の得票数は前回より約二〇〇
 票上乘せすることができました。しか
 しながら、人口比では責任を果たして
 おらず、今回の約二倍（三〇〇〇票）
 を獲得することが重要な目安とわかり
 ました。今回の反省を踏まえ次回に活
 かしたいと思えます。

《神道政治連盟岡山県本部重点活動目標》

- 警察と情報連絡を密にし、警備の体
 制を強化する。
- ・警察との連絡調整体制を構築し、
 情報の相互通知を促進する。
- ・特に組織的破壊活動等に注意する。
- 伝統・文化行事及び観光の事業を通
 じて、自治体と良好な関係を保つ。
- ・一般市民に対し、伝統文化を披露
 する。
- ・岡山県観光連盟との情報交換を行
 い、マッチングを図る。
- ・主要神社の案内標識を設置するよ
 う行政及び議員に依頼する。
- 議員の参拝を奨励するとともに交流
 を深める。
- ・当該議員に各神社の祭典日程の情
 報を提供する。
- ・祭典前後の会話において、諸問題
 を認識してもらう。
- ・定期的に神政連役員と国、県、市
 町村の議員と懇談する。

以上三点であります。今後とも神道政
 治連盟岡山県本部の諸活動に対しご理
 解とご協力を賜りますようお願いす
 いたします。

さて、本年は「直階検定講習会」の
 開催を予定しております。受講希望さ
 れる方がおられましたらご勧奨くださ
 いますようお願いいたします。

本年も、当神
 社庁諸行事に格
 段のご支援を賜
 りますよう宜し
 くお願い申し上
 げます。





— 御大典に併せて —

天皇陛下の踐祚・御大礼に併せ、岡山県神社庁は様々な事業を展開しました。携わっていただきました皆様に御礼を申し上げますと共に、その内容を以下の通りご報告いたします。



神社本庁より令和元年五月一日付にて通達があり、岡山県神社庁神殿に於いて「踐祚改元奉告祭」を中祭式にて斎行。斎主を牧博嗣庁長、祭員を祭祀委員が務め、役員・監事・協議員議長・支部長・各指定団体長等が参列した。

◇ 踐祚改元奉告祭

令和元年五月七日（火）

◇ 講演

平成三十一年四月二十四日（水）

平成三十年年度岡山県神社関係者大会にて、作家の竹田恒泰先生に『平成から次の時代へ』〜今一度天皇について考えよう〜と題してご講演をいただいた。



神社本庁より各県神社庁へ「奉祝 天皇陛下御即位」の懸垂幕が送られ、県内宮司へ配布、各社頭に掲げられた。



◇ 懸垂幕配布

宮中祭祀に全国各県より庭積机代物となるべき種々の産物まで豊かな稔りを得て、御大礼の全てが厳肅かつ盛大に執り行われるよう辞別祝詞を奏上する旨を管内神社に周知徹底すべく神社本庁より通達があり、周知した。

◇ 辞別祝詞奏上を通達

神社本庁より各神社へ大嘗祭当日の祭祀にあたり、臨時に幣帛を供進した。

◇ 臨時本庁幣帛供進



岡山県神社庁に「奉祝 天皇陛下御即位」の看板を掲げた。

◇ 神社庁奉祝掲示看板設置

臨時祭祀執行を通達

各神社に通達した。

・即位礼当日神社に於て行ふ祭祀

令和元年十月二十二日(火)

・臨時大祝

令和元年十二月十二日(火)

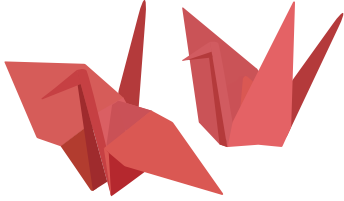
・大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀

令和元年十二月十四日(木)

或 十二月十五日(金)

賀表奉呈

天皇陛下の御即位にあたり全国八万余の神社から神職全員が賀表を奉呈し、天神地祇の皇国御守護を祈り、全氏子の皇室奉護を堅く誓うため、全神職による賀表奉呈を行うことが神社本庁より通知され、各支部の取り纏めにより毛筆での署名を行った。賀表は神社庁を通じ神社本庁より宮内庁へ届けられる。



大嘗祭奉祝祭

令和元年十一月二十日(水)

岡山県神社庁神殿に於いて「大嘗祭奉祝祭」を大祭式にて斎行。斎主を牧博嗣庁長、祭員を祭祀委員が務め、役員・監事・協議員議長・支部長・各指定団体長等が参列した。



天皇陛下御即位岡山県奉祝記念式典・提灯行列

令和元年十一月二十日(水)

岡山県神社庁を含む「天皇陛下御即位岡山県奉祝委員会」主催の記念式典及び提灯行列が開催され、県民約一三〇〇名が参加。記念式典は岡山シンフォニーホールにて開催、提灯行列は県民が提灯や日の丸の小旗を手に同ホールからJR岡山駅迄続いた。



大嘗宮見学

令和元年十一月五日(木)・六日(金)

全国神社関係者大会に併せ、大嘗宮見学を行い約三〇名が参加した。



第三十九回世界連邦岡山県宗教者大会



れ、各教団の代表が玉串を捧げて世界平和を祈願した。続いて宗教者大会に移り、岡山県宗教者の会会長漆間宣隆氏の主催者挨拶に続き、牧庁長が大会長として挨拶をされ、「年に一回、宗教関係者が一堂に会し、平和への祈りを捧げることは大変意義深いことだと思います。」と述べられた。

第三十九回世界連邦岡山県宗教者大会が令和元年九月三十日、岡山国際ホテルにて開催された。この大会は、宗教の垣根を超えて世界平和を祈り実現に向けて共に活動する岡山県宗教者の会に加入している、大本岡山本苑、岡山県佛教会、カトリック教会、黒住教、金光教、津山宗教委員会、念法眞教、立正佼成会と岡山県神社庁の九団体が毎年輪番制で担当している。

今年には岡山県神社庁の担当となり『日本人のこころ』を大会テーマに掲げ開催された。まず大会に先立ち、神社道の作法に則り岡山県神社庁庁長牧博嗣斎主のもと平和祈願祭が斎行さ

そして、記念講演では『社をもたない神々』―神道の原初をたどる。と題し、宇佐八幡神社(井原市美星町鎮座)宮司で民俗学者でもある神崎宣武先生の記念講演が行われた。「日本は世界の先進国の中で、自然信仰や祖霊信仰という最も古い形の原始信仰を伝えている国である。時代と共に様々な宗教が伝わるも変わることなく残っている。」と述べられた。日本人は信仰する宗教が違えど『日本人のこころ』は変わることなく守り続けられている。そのところが世界平和の実現に繋がるものではないかと理解した。また、「日本人は山への信仰が強い。山の幸を効率よく頂くため山麓に木の実の種を植える。桃栗三年柿八年…」まだ続きがあるという…。「日本人は大事なこ

とは文字には頼らなかつた。言い伝えというのは諺。繰り返し繰り返し口にして、いつの頃からか心地よいリズムが付き、伝わりやすい音となり後世へ伝わって来た。」ところが、この諺が現在正確に伝わっていないことを危惧されていた。今後、正確に伝えることは我々の使命である。「諺により人間生活の原理原則が必ず伝わる。」と述べられていた。これからも『日本人のこ

ころ』を伝えてゆくことの重要性を認識する良い機会となったのではないかと。最後に、閉会式では、宣言文の発表と承認、そして次回引き受け団体のカトリック岡山協会の代表者が挨拶をされて終了した。他の宗教に接する機会の少ない中、この大会は各教団の思想や活動が垣間見える貴重な場だと実感した。

(広報部会 青江宏之)

「中国地区神社庁祭式講師研修会」

祭祀委員会 小寺 忍

令和元年九月九日・十日「中国地区神社庁祭式講師研修会」が、岡山県神社庁において講師に神社本庁祭式講師の三木通嗣先生(廣畑天満宮宮司)を招聘し、中国地区五県から神社祭式講師八人、助教四人に加え、県内からは祭式指導者候補として祭儀部員も含め二十人が参加して開催された。この研修会は不定期ながら、前回は平成二十一年に岡山県で開催されてから十年ぶりの開催である。

私達神職は、神社本庁編「神社祭式同行事作法解説」を基に各指導者から教えを受けて日々祭儀を奉仕している。その教えの系統として國學院大學と皇學館大学によって、また更に指導にあたる先生方によって内容に見解の違いがある場合がある。それらは決して夫々が間違っているわけではないが、学んだ者にとっては大げさに言えば唯一無二の教えであり、もし他の祭式研修で、違う作法を教えられると迷いを生じる事になる。

今回の研修会では、両大学祭式講師による指導の違いを認識した上で、神社本庁で毎年行われる「祭式講師研究

会」での結果報告書（平成二十五年以降）、また昭和五十五年の「申合事項」を中心に、行事毎に再編集された資料をもとに、申し合わせ確認・実技の研修会であり、一般神職を対象に行われている祭式研修会とは異なる。

冒頭、三木先生より、指導者は祭式を自分自身で研究して、作法を一番良い言葉で表現し一番わかり易い方法で指導する。指導者の後継者を養成する事も講師の務めであること。受講者の疑問には必ず講師が答え、受講生同士だけで解決させない。その他指導者の言葉遣いなど、講師としての諸注意や心得を述べられた。

研修会本題の「申合事項」のいくつかを例に述べれば、

『修祓』の行事

◆一人奉仕の際の作法。（一人奉仕は略儀であつて本義ではないが、指導上の便宜のため、一応の申し合わせをする）

○祓主と大麻所役を一人で兼ねる場合
○坐札にありては軾を用いなくても良い。

○祓詞を白し終りて、再拝二拍手一拝の後の作法には、

①深揖、跪居、懐笏、膝進して大麻

を執る。

②跪居、小揖、懐笏、膝進して大麻を執る。

（立礼の場合にありては、これに準ずる）

以上二つの意見が多い。

○いつ祓主から大麻所役が変わるかということである。

①は祓主を主体に考えた時の作法。

②は大麻所役を主体に考えた作法。

※どちらが良い・悪いではなく行事を行う者が決めればよい。

◆祓を受ける者の前での作法。

○進行の作法（折・回転）で祓う者の前の位置に著き、逆行の作法で離れる。一歩進んだり、一歩退いたりしない。これは祓う対象を主に考えた作法である。

『宮司御扉を開き畢りて側に候す』

（閉扉も含む）の行事

◆大床への進み方。

○大床へは、進む^レと言う。正中側に体を向けて大床の端に左足先を掛け、（爪先だけが床に乗る程度）爪先を立てて跪居、残った右膝を進め、さらに左膝を右膝に揃え箸座、深揖する。

◆大床上の膝行。

○大床上で作法する陪膳は、神前から下がる時膝退の作法を行う。宮司が閉扉畢り御匙御鑰を奉持し、地長押まで斜めに進む（下がる）ときは、膝進でよい。（膝退すると上位に向かつて下がることになる）まっすぐ下がる時は膝退。

『典儀』の心得

○司会進行とは違う。必要最小限の言葉が発す。敬礼作法中に発してはいけない。神職が動き始めて典儀が発す声、典儀の声を聞いてから行事が始まるのではない。典儀は拝礼しない。○典儀は急な出来事に対処する為それなりの地位の者が当たる。位置は神職の向かいにいて、祭典全般に目配りをする事が適切と言える。目立たない様に動くこともある。典儀から見えないときは間に人を入れて合図させる。要所に笏拍子を用いるも可。

点においても、講師の立場は知識の深さ・経験をもつて指導に臨まなくてはならず、技術面のみに止まらず心技体の目に映らぬ奥の深さを痛感する研修会であった。

岡山県神社庁では、祭祀委員会祭儀部において、祭式・故実の研究・研鑽を重ね、諸先生方の指導の違いなどを確認し、歴史的背景や故実にふれながら理にかなった「神社祭式行事作法指導教本」を、平成十九年に作成している。当県においてはは少なくとも指導する講師によつて、指導内容が異なるように教えられている事はありがたい事だと思ふ。

最後に、三木先生から教授された中で、
「学科と実技は車の両輪。」（心と姿も）
「行事はいかに間をとるかが重要。」（行事は作法の組み合わせで出来ている）
「指導者として良い作法だけを見せる。悪い例は見せない。」
などの心に残った言葉を胸に刻み、神職の真心のこもった美しい祭式の向上のため、微力ながらお手伝いさせていただきます。日々の研鑽を積んで行きたいと思ふ。

紙面の都合上「申合事項」確認の、ごく一部しか紹介していないが、作法の基本である「拝」においても、伏す時間と起きる時間は同じに考えるが、緩急に留意し、伏す時より起きる時は心持ち早く、というように教本にも明記されてなく普段あまり気に留めない

この度、二日間に渡りご指導賜りました講師の三木先生には貴重な教えを

就寝時は髪型が崩れないように、箱枕で寝ていたようですが、退職後の健康診断で背骨が曲がっていると指摘されたと言ってお話もありました。

一日を過ごす中でたくさんの方の決まり事や覚えることも多い中、日々の会話で使用する「御所言葉」と言うものもあります。例えばお塩のことを「おしろもの」、焼くことを「ひどる」等、御所言葉を覚えるのも大変だったようですが、挨拶だけは全てにおいて「ごきげんよう」で良かったとのこと。そのように日々覚えていかないといけないことを普通だとメモに取ったりもできますが、ここでは許されず、わからないことは何度も先輩にお聞きし、頭と体で覚えていく必要があったそうです。それは内掌典にとつて御殿に上がる最も重要かつ基本的なこと、『次(つぎ)』と『清(きよ)』と言うお言葉があるからです。「次」とは清くない(汚れている)こと、「清」とは清浄なことを意味するようです。また、腰から下は「次」、腰から上は「清」、例えば足袋のコハゼが外れてしまい、とつさに手を伸ばし付け直しをします。まうとその手は「次」になってしまい、その手で他を触ってしまうことは許されません。その都度手を「清」にする

必要があります。そのため一日に百回以上も手を洗うそうです。手を洗うお水も井戸水で、必ず「おしろもの(お塩)」を使用し清めるそうです。特に冬場は井戸水が冷たく大変だったようです。現代の石鹸やハンドクリーム等は使用できなく香りが付いているものも使用できないそうです。さらに内掌典が御奉仕をする役割の中に「大清と中清」があり、御殿の内外で神様の一番近くで御用をされる方を「大清(もつとも清い方)」と、他の方を「中清」とされているそうです。この大清は着物や袴・足袋に到るまで全て中清と區別をし、大清として常に揃えられているそうです。大清として御用をさせていただく場合はお手洗にも行けず、仮にどうしても行かなくてはいけないときは中清の着替えをし、誤って大清のまま入ってしまった場合はもう大清として着用されていた衣類は着れずに全てを新しいものに替えないといけないそうです。

特に女性は「まけ(生理)」があり、この時は一切何も御用はできないそうです。それ以上に厳しいことは「死(忌)」に関してです。仮に御用中に家族が亡くなられていたとしても危篤で通してもらい、死という言葉は使えない

いそうです。賢所詰所にも居ることができませんので、外にアパートを借りて四十九日もしくは五十日の忌みの期間を過ごすそうです。いかに宮中三殿が穢れなくとも厳粛に清浄を守っておられるのが伝わってきました。

食べ物についても四つ足のもの、哺乳類のものも食べられず、ただし乳製品(ケーキ・お菓子等)は夜九時三十分以降に食べても良いということ、お誕生日のお方がおられる時など、皆さんでお祝いされていたそうです。そのため少し拝命された時よりもふつくとらされて退職されていくのは内掌典の「あるある」だそうです。

そのような隔離された中でも宮中三殿の四季折々や虫の鑑賞会、三月の桃の節句では皇后様(上皇后様)からお雛様(内掌典の方のご出身のもの)をいただきお部屋に飾り、またどこかに行かれた際には必ずお土産も買って来て下さったりと日々の楽しみを見出すことができていたそうです。

このように厳粛に護られている宮中三殿で年間約二十件近くの祭祀が行われています。祭典には、天皇陛下が御自らお務めになられ御告文を奏上される大祭と、掌典長が祭典を行い、天皇陛下が御拝礼される小祭があります。

その中でも最も大切な祭儀は十一月二十三日の新嘗祭です。神嘉殿にて執り行われ、天皇陛下が新穀や白酒(しろぎ)黒酒(くろぎ)をはじめ、昔ながらの御神饌を天照皇大神様に供せられ、同時に御自らもお召しになりその年の収穫に感謝をされる祭儀です。その際、壁を隔てて東宮様が正座で祭儀が終わるのをずっと待たれています。

新嘗祭は宮中祭祀で最も重要な祭典ですが、この度、平成二十八年八月八日、上皇様から象徴のお勤めについてのおことばが発表され、光格天皇以来約二百年ぶりとなる御譲位の運びとなりました。御代替わりに伴い、皇位継承に関する儀礼(御大礼)が順次行われていき、令和元年五月一日、新天皇陛下が御即位されました。天皇陛下が御即位されて初めて行われる新嘗祭が規模を大幅に拡大されて一世一度の「大嘗祭」として令和元年十一月十四日・十五日に斎行されました。

大嘗祭には内掌典としての直接の御用はないようですが、日々御祈念・祭儀等様々な御用に携わっており、その中で一番大切なものが「御鈴の御用」です。これは天皇陛下が玉串を奉られた後、御鈴を鳴らし、その間天皇陛下は頭を下げられていらつしやるそうです。

す。この御鈴は一切練習ができないとのことで、先生も大変緊張されたそうです。

先生はこの日本の象徴であられます天皇陛下、宮中三殿という尊い場所でも十二年もの歳月を過ごされ、様々なことをご経験され、最後にお話をされたことは、天皇陛下がいかに御国のために尽されているかということ、現代の流れの中でどのように伝統を守り隔離された宮中三殿の中で厳粛な内掌典を続けて務めていただくを思案され、ようやく人の変動も落ち着きを取り戻したこともあり、「変えないことの大変さ、変わっていくことの恐さや難しさ」を痛感されたようでした。

この研修会を終えて、先生の変えないこと、変わっていくことのお言葉は私達にとっても今まさに神社の問題として痛感していることです。お祭りの意義や過疎化の問題等、変えてはいけないもの、変えなくては仕方がないもの、各々の神社の伝統を少しでも永く守っていく、少しでも多くの氏子さんに伝えることの大切さを、難しい問題ですが氏子さんたちと一緒に考えていきたいと思われました。大変貴重なお話を伺えてとても有意義な研修会となりました。ありがとうございました。



令和元年八月二十日から二十二日の二泊三日の行程で、第二十五回岡山県神社庁こども伊勢まいりが行われました。

この事業は、平成七年から行われ『未来の日本を担うこどもたちが、日本文化の象徴であり我が国の総氏神様である神宮を参拝し、神域の散策、体験学習を行い、「神宮」を正しく理解することを通して、氏神様を崇める心や先祖を敬う心を育むこと』を目的としています。

毎年、神社庁教化委員会育成部を中心とした神職が引率スタッフとなり、県内の子どもたちを対象に行われており、子どもたちだけの参宮団は全国的にも少ないと聞いています。

今年も、小中学生三十四名とスタッフ七名が参加し、二十日早朝、県北の院庄IC（作楽神社駐車場）を出発し、岡山駅西口・山陽ICを経由し、一路伊勢へと向かいました。

バスの中では、今回の旅の意義や行

程の確認、食前食後感謝、参拝作法等の説明が行われ、最初の目的地の二見興玉神社では、班別で自由参拝を行いました。参拝の後、浜辺で遊び神宮会館へ向かいました。

神宮会館では、箸袋を見ながらバスの中で勉強した、食前食後感謝が行われ夕食を頂きました。この頃には、子どもたち同士打ち解けて、楽しそうに話をしながら食事をしていました。夕食後は、会館の会議室で自己紹介をし、神宮での参拝作法や会館での諸注意を話し、その後は楽しい自由時間となりました。

二日目は、六時前に起床し服装を整え、外宮へ向かいました。外宮では、神社本庁の職員が境内の案内をしてく



ださり、正式参拝を終え会館へ帰館し、朝食後、内宮へ出発しました。内宮では神社本庁の職員と、神宮神職が案内をしてくださり、手水は五十鈴川で行いました。真夏の暑い日中に、川に手を入れることで気持ちも清々しく身を清め、神楽・正式参拝へと向かいました。神楽殿では、雅楽の音色を聞き、舞女の舞を見学し、正式参拝も神宮のご配慮のお陰で特別な体験をする事ができました。子どもたちも、沢山学び感じてくれたと思います。その後は、おかげ横丁の散策、鳥羽水族館と楽しい時間を過ごしました。

会館へ帰館後、今回初めての班別ディスカッションを行った中で、神宮の祭典や舞女・神職の事など様々な疑問や質問がなされました。今まで、神社へ関心がなかった子どもたちが、この旅を通して日本固有の神道を感じ学んでくれる事で、この事業の目的が達成されたと思います。

三日目は、奈良へ向かい鹿とふれあい、春日大社で正式参拝を行い帰路に着きました。

今回も、改善・反省点はありますが、青少年育成や神道教化の為に、この事業が継続されることを願っております。

神宮大麻特別頒布優良奉仕者

阿智神社 宮司 新井俊亮



去る令和元年九月十七日、神宮大麻暦頒布始祭が内宮神楽殿で斎行され、神宮大麻特別頒布優良奉仕者として参列して参りました。

『優良奉仕者』という栄に浴することに勿体なさを覚えつつも、神宮が心のふるさとである妻と、初伊勢参りとなる娘二人を連れて伊勢へ向かいました。例年は雨に見舞われることが多いと伺いましたが、本年は晴天に恵まれ、却って汗ばむ気温の中、外宮・内宮の御垣内参拝の後、神楽殿へ昇殿致しました。

午前十時から始まった祭典には、鷹司統理を始め田中総長以下、神社本庁役員・全国各神社庁の庁長や頒布担当者、支部長など約二百人が参列し、当県からは庁長 牧博嗣氏を始め支部代表として玉島浅口支部長 滝澤彰洋氏、教化委員会神宮奉賛部会部長 高山命之氏、神社庁参事 瀧本文典氏が参列しました。

祭典では大宮司、少宮司以下祭員全員が斎服を着装され、伶人も白の浄衣姿で奉仕されました。

神饌は神宮独特の折櫃により献じられ、少宮司による祝詞奏上は神宮での庭上祭祀同様、微音による奏上でした。

大宮司による玉串拝礼後、参列者を代表して鷹司統理が玉串を奉って拝礼され、参列者は統理に合せて二拝二拍手一拝で列拝致しました。撤饌の後、大宮司より統理へと大前に捧げた神宮大麻と暦が授けられ、諸員は退出しました。

神宮独特の祭式による祭祀の荘厳さに、終始息を呑み続けながら参列致しました。

引き続きの御神楽では、舞女六名による優雅な倭舞、国風歌舞である神々しい人長舞、そして舞女四人による軽やかな舞楽・迦陵頻が奉奏され、雅楽を嗜む者として非常に勉強になりました。

午後一時から、神宮会館の大講堂に会場を移し、神宮大麻暦頒布表彰式が執り行われ、全国三十五名の特別表彰

者の方々と栄誉を共に致せましたことに感謝の念でいっぱいになり、今後の大麻頒布に心魂を傾ける気概が昂まりました。

引き続き、神宮大麻暦頒布秋季推進会議が開催され、平成三十年度の頒布数ならびに令和元年度交付数が示され、年々減体の一途をたどっており、厳しい現状であることが説明されました。

また、第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の平成三十年度神社庁活動報告書が配布され、各都道府県の活動や取り組みが報告され、その中から宮崎県の頒布事例報告がなされ

ました。そこでは、大麻頒布対策委員会を設置し、神職及び頒布従事者の増頒布意識向上のため、諸問題の洗い出しとその共有化ならびに解決策の検討、また大麻に関する研修会を行うことにより意識改革がなされ、支部や神社の実情に応じた頒布体制や方策を講じるようになったとのことでした。

この報告書を参考に、本務社を始め兼務各社においても大麻頒布増に繋がるような取り組みを研究・考察し、今後の活動に活かし、神宮の大神様の御神徳発揚の一助を担えていけたらと思います。

神宮大麻頒布推進のお願い

神宮奉賛部会 白神倫枝



令和の御代になつて初めての神宮大麻・暦頒布推進を祈願すべく、九月二十七日岡山県神社庁神殿に於いて、神宮大麻暦

頒布始奉告祭が厳かに斎行された。祭典終了後、牧庁長と斎主を務められた佐々木副庁長より各支部長に神宮大

麻・暦と神社本庁幣帛料が授けられた。引き続き、令和元年神宮大宮司表彰が行われ、優良支部として児島支部・真庭支部が、また優良奉仕者として十名の神職と五社の神社が表彰を受けた。表彰者を代表して西賀茂神社宮司青山信雄氏に、神宮大宮司(代理鳥海芳行神宮禰宜)より表彰状と記念品が贈られた。平成三十年度岡山県神社庁神宮大麻表彰式では、九社の神社と二名の

責任役員が表彰を受け、表彰者代表の新見支部八幡神社に牧庁長より表彰状が贈られ、表彰者を代表して中谷神社宮司岡本正英氏が謝辞を述べられた。

その後、神宮大麻頒布推進会議が開催され、始めに神宮大宮司（代理鳥海芳行神宮禰宜）と神社本庁統理（代理湯澤豊本宗奉賛部長）よりご祝辞を頂戴した。太田浩司教化委員長が議長となり議事に入り、湯澤部長より第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の施策についての説明が行われ、第六十三回御遷宮に向けて新たな時代の転換点と捉え、地域の繋がりを強くしつつ、家庭祭祀の大切さを啓蒙し、明るい未来への希望をもつていきたい、との熱いメッセージが語られた。

高山命之神宮奉賛部長より令和元年度事業計画について説明がなされ、昨年度に引き続き、タウンメールによる推進と神棚贈呈QRコード入りポスター掲示、また選定されたモデル神社で、氏子区域において総代・神道青年協議会・神宮奉賛部の三者合同で各家庭を訪問し、頒布推進活動を行う。さらに、御朱印ブームとして広く活用されている「まいられえ岡山」に神宮大麻の啓発に関する広告を掲載する予定との発表があった。

出席者より、地方特に山間部の著しい氏子数減少と疲弊、さらに現在構築されている氏子と神社とのコミュニケーションが次世代に繋げられない憂慮が切実に語られた。こうした待ったなしの現状を正確に把握し、一人一人が「今、できること」「今、着手しなければならぬこと」を真剣に考え、地域や神社の特性に応じて、一歩でも前に進む努力が必要不可欠であると思った。その意味でも奉賛部会の取組は、時代の風を捉えたITや新しいツールを巧みに取り込んだもので、さらなる効果を期待したい。

西日本豪雨からの復興半ばの地域や神社も未だ多く見受けられるが、皆が手を携えて、『未来へ繋がる継続的な活動』をしていかなければならないと改めて思う。

この拙稿を読まれる頃には、神職・総代・奉仕者より氏子崇敬者の皆様に大麻が頒布されていると思われ、多くの参拝者が参られるお正月に、其々のご社頭で頒布活動に邁進されることを願ってやまない。

（追記：「月刊若木」令和元年神無月号の十六頁十七頁に「神宮大麻頒布取扱要綱」の一部変更内規の記載がされている。）

平成30年度 県神社庁神宮大麻関係表彰

川上支部	神宮大麻関係表彰三条二号（個人表彰）
津山支部	小田草神社責任役員
美作支部	西賀茂神社
真庭支部	國司神社
新見支部	八幡神社
川上支部	八幡神社
吉備支部	百射山神社
井笠支部	縣主神社
邑久上道西大寺支部	布勢神社
津山支部	中谷神社
岡山支部	石高神社
神宮大麻関係表彰三条一号（神社・団体表彰）	
岡山支部	石高神社
津山支部	中谷神社
邑久上道西大寺支部	布勢神社
井笠支部	縣主神社
吉備支部	百射山神社
川上支部	八幡神社
新見支部	八幡神社
真庭支部	國司神社
美作支部	西賀茂神社
神宮大麻関係表彰三条二号（個人表彰）	
津山支部	小田草神社責任役員
川上支部	清實八幡神社責任役員
安藤 秀生	
仲山 潔俊	

令和元年 神宮大麻頒布大宮司表彰

神職以外	神職	神宮大麻頒布優良奉仕者	真庭支部	岡山支部
新見支部	倉敷郡窪支部	岡山支部	岡山神社宮司	久山信太郎
高梁支部	津山支部	熊野神社宮司	大森 博文	
吉備支部	津山支部	田神社宮司	神尾 和明	
井笠支部	御津支部	中谷神社宮司	岡本 正英	
玉島浅口支部	御津支部	總社宮司	菱川 宏	
久米支部	御津支部	七曲神社宮司	稲田 真紀	
美作支部	井笠支部	金切神社宮司	馬越 英樹	
西賀茂神社宮司	井笠支部	高田神社宮司	田村 勝利	
貴布禰神社宮司	井笠支部	西賀茂神社宮司	青山 信雄	
長尾神社責任役員	井笠支部	長尾神社責任役員	柳 二郎	
縣主神社総代	井笠支部	縣主神社総代	岡田 新一	
百射山神社責任役員	井笠支部	百射山神社責任役員	浅田 敏夫	
吉川八幡宮責任役員	井笠支部	吉川八幡宮責任役員	中村 剛	
國司神社責任役員	井笠支部	國司神社責任役員	辻田 明	
	井笠支部		南部 政博	

小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。
今回は小林弁護士にクレーム対応について説明していただきます。



社庁 山問 小
士 弁 護 師
裕 彦

小林裕彦法律事務所
岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

通行地役権の時効取得

―所有権以外も

時効取得される?―

(相談)

当社の土地には、長年、隣人のAに通路として利用されている部分があります。当該通路として利用されている部分は、Aが砂利を敷いたりする等として開設されたものであり、その後もAが維持及び補修をしていました。当社としては、Aによる通路としての利用に異議を申し立てていませんでした。その後、当社がAに通路としての利用をやめてほしいと伝えたところ、

Aは、通行地役権を時効によって取得したと主張しました。この場合、当社はAによる通路としての利用を受忍しなければならぬのでしょうか。

(回答)

一、通行地役権の時効取得?

地役権とは、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利のことをいい、そのうち、他人の土地を通行のために利用する権利を通行地役権といえます。そして、地役権については、①十年間又は二十年間、②自己のためにする意思をもって平穩公然に行使し、それが③継続的に行使され、かつ、外形上認識できるものである場合、所有権と同様に時効取得される可能性があります。継続的に行使されていたかどうかについては、他人の土地に通路が開設されているとともに、その開設を自ら行ったかどうかを考慮して判断されることとなります。

御相談の場合、利用されている通路は、Aによって砂利を敷いたりする等として開設されたものであり、その後もAが維持及び補修をしていたことからすると、Aによって継続的に行使されていたものと判断される可能性が考えられます。そのため、当該通路としての利用が外形上認識できるものであり、期間の要件も満たす場合には、Aによる通行地役権の時効取得が認められる可能性が考えられます。

二、どのように対処していけばいい? 時効によって通行地役権を取得されてしまうことを防ぐためには、通路として利用することを認めない姿勢を明らかにし、通路としての利用を控えていただくこととなります。仮に通路としての利用について放置していると、その利用について承諾していたと判断されるリスクが考えられます。

三、不動産には所有権以外にも様々な問題がある!

不動産については、所有権のみならず、地役権に関する問題、境界に関する問題等、様々な問題が生じます。所有権の時効取得に関してお話しした際にも述べましたが、神社を管理していくにあたっては、その不動産も適切に管理していく必要があるところ、その不動産に複雑な権利関係が生じてしまうと、神社を運営していくにあたって著しい支障が生じることになりかねません。

神社の不動産に関して問題が生じないか、既に生じておりどのように解決すべきか等についてお悩みの場合には、弁護士に御相談されることをお勧めいたします。

臨時協議委員会

十一月十一日、神社庁講堂において臨時協議委員会が開催された。

開会行事、庁長挨拶に続き、議長の選任が行われ、議長に室山晃一氏、副議長に山下修氏がそれぞれ選任された。室山議長が登壇し、議事の審議が行われた。

○議案第一号 『平成三十年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』

○議案第二号 『平成三十年度岡山県神社庁別途会計収支決算』

○議案第三号 『平成三十年度岡山県神社庁事業会計決算』

○議案第四号 『岡山県神社庁財産目録』
続いて監査報告が行われ、原案通り承認された。

○議案第五号 『令和元年度岡山県一般会計歳入歳出補正予算案』
原案通り可決された。

その後、総代会から選出の生駒五三六理事が六月末日付けで退任したことを受け、後任として県総代会から推薦のあつた佐藤達海氏(県総代会副会長)が理事に選任された。

また、『その他』として神道政治連盟から、大嘗祭にともなう神社へのテロ行為に対する注意喚起があった他、十一月九日に皇居前広場で行われた天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典の様子が報告された。

平成30年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(平成30年7月1日～令和元年6月30日)

歳入総額 136,904,375円
 歳出総額 111,446,027円
 差引残高 25,458,348円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 神 饌 及 幣 帛 料	870,000	883,200	△ 13,200
1 本 庁 幣	620,000	607,200	12,800
2 神 饌 及 初 穂 料	250,000	276,000	△ 26,000
II 財 産 収 入	6,000	3,491	2,509
III 負 担 金	36,920,000	36,496,520	423,480
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,546,040	297,960
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,102,700	127,300
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,847,780	△ 1,780
IV 交 付 金	65,800,000	65,717,709	82,291
1 本 庁 交 付 金	3,300,000	3,367,709	△ 67,709
2 神宮神徳宣揚費交付金	62,100,000	62,100,000	0
3 本 庁 補 助 金	400,000	250,000	150,000
V 寄 付 金	10,000	0	10,000
VI 諸 収 入	3,555,000	3,516,879	38,121
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	5,000	136	4,864
3 申 請 料・任 命 料	2,000,000	2,135,000	△ 135,000
4 会 費	1,200,000	800,000	400,000
5 雑 収 入	300,000	531,743	△ 231,743
VII 繰 入 金	1,200,000	1,200,000	0
当 期 歳 入 合 計	108,361,000	107,817,799	543,201
前 期 繰 越 金	27,972,515 (29,086,576)	29,086,576 (O)	△ 1,114,061 (O)
歳 入 合 計	136,333,515 (137,447,576)	136,904,375	△ 570,860 (543,201)

歳出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 幣 帛 料	2,300,000	2,146,000	154,000
1 本 庁 幣	2,200,000	2,096,000	104,000
2 神 社 庁 幣	100,000	50,000	50,000
II 神 事 費	400,000	338,958	61,042
III 事 務 局 費	31,300,000 (31,900,000)	29,027,276 (2,872,724)	2,272,724 (2,872,724)
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,300,000	743,285	556,715
(1) 各 種 表 彰 費	500,000	348,012	151,988
(2) 慶 弔 費	800,000	395,273	404,727
2 会 議 費	200,000	120,091	79,909
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地 区 会 議 関 係 費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,750,000 (17,150,000)	16,980,305 (169,695)	△ 230,305 (169,695)
(1) 給 料	8,850,000	8,808,000	42,000
(2) 諸 手 当	5,700,000	5,763,432	△ 63,432
(3) 各 種 保 険 料	2,100,000 (2,500,000)	2,304,070 (195,930)	△ 204,070 (195,930)
(4) 職 員 厚 生 費	100,000	104,803	△ 4,803
5 庁 費	6,600,000 (6,800,000)	5,868,537 (931,463)	731,463 (931,463)
(1) 備 品 費	1,200,000 (1,400,000)	1,382,264 (17,736)	△ 182,264 (17,736)
(2) 図 書 印 刷 費	750,000	409,486	340,514
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,161,829	238,171
(4) 水 道 光 熱 費	1,250,000	1,274,486	△ 24,486
(5) 通 信 運 搬 費	900,000	792,998	107,002
(6) 雑 費	1,100,000	847,474	252,526
6 交 際 費	1,100,000	1,292,785	△ 192,785
7 旅 費	2,800,000	1,743,788	1,056,212

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
8 維 持 管 理 費	950,000	716,485	233,515
9 法 務 対 策 費	200,000	162,000	38,000
IV 指 導 奨 励 費	12,289,000	10,597,772	1,691,228
1 教 化 事 業 費	4,768,000	3,969,205	798,795
(1) 教 化 費	700,000	574,900	125,100
(2) 広 報 費	1,100,000	988,013	111,987
(3) 事 業 費	488,000	272,379	215,621
(4) 神 宮 奉 賛 費	1,130,000	1,044,488	85,512
(5) 育 成 費	1,350,000	1,089,425	260,575
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,000,000	1,540,051	459,949
(1) 研 修 費	2,000,000	1,540,051	459,949
3 祭 祀 研 究 費	1,000,000	622,807	377,193
4 各 種 補 助 金	4,521,000	4,465,709	55,291
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 楽 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 楽 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	60,000	30,000	30,000
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	297,100	52,900
(12) 団 体 参 拝 補 助 金	200,000	230,000	△ 30,000
(13) 過 疎 地 域 神 社 活 性 化 助 成 金	2,300,000	2,297,609	2,391
(14) 全 国 大 会 援 助 金	300,000	300,000	0
V 各 種 積 立 金	6,987,500	6,987,500	0
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,327,500	1,327,500	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 倉 庫 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	485,064	114,936
VII 負 担 金	22,579,300	22,237,142	342,158
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	303,150	303,150	0
2 本 庁 負 担 金	6,366,150	6,366,150	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	12,650,000	12,612,272	37,728
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,955,570	4,430
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	0	300,000
VIII 渉 外 費	620,000	590,922	29,078
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	228,130	141,870
2 時 局 対 策 費	100,000	172,800	△ 72,800
3 同 和 対 策 費	150,000	189,992	△ 39,992
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	33,000,000	32,370,000	630,000
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	5,900,000	5,405,231	494,769
1 頒 布 事 務 費	500,000	375,963	124,037
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,400,000	5,029,268	370,732
XI 御 代 替 奉 祝 費	0 (1,000,000)	1,260,162	△ 1,260,162 (△ 260,162)
XII 予 備 費	20,357,715 (19,871,776)	0	20,357,715 (19,871,776)
当 期 歳 出 合 計	(136,333,515) 137,447,576	111,446,027	24,887,488 (26,001,549)
次 期 繰 越 金	0	25,458,348	△ 25,458,348
歳 出 合 計	136,333,515 (137,447,576)	136,904,375	△ 570,860 (543,201)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。
 注2 表中の()内は補正予算額。

令和元年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出補正予算書

(令和元年7月1日～令和2年6月30日)

歳入の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 補正予算額, 既決予算額, 増減(△). Rows include 前期繰越金 and 歳入合計.

歳出の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 補正予算額, 既決予算額, 増減(△). Rows include Ⅲ 事務局費, Ⅺ 予備費, and 当期歳出合計.

神職帰幽

Table with 6 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名, 現身分. Lists deceased priests with their details.

Table with 6 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists priests with their details.

▼就任発令の部▲

Table with 6 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists newly appointed priests with their details.

▼就任発令の部▲

神職任免

庁 務 日 誌 抄

令和元年 7 月 1 日～令和元年 11 月 30 日

7 月

1 日	月次祭
2 日	祭祀委員会総会／雅楽部会／祭祀舞部会
4 日	教化委員会総会・部会
9 日	神政連監査会・役員会／神青協広報部会
12 日	神政連代議員会
16 日	神青協広報部会
18 日	二級伝達式／総代会監査会・役員会
24 日	雅楽部会／岡山八幡会
25 日	祭儀部会／総代会評議員会（アークホテル岡山）
26 日	庁報封入作業
29 日	特殊神事部会
30 日	祭祀委員会役員会／神青協広報部会・創立 70 周年実行委員会

8 月

1 日	月次祭
6 日	役員会／神青協
9 日	育成部会
16 日	研修企画室
19 日	広報部会／雅楽部会
20 日	監査会
21 日	岡山県神青協創立記念式典（岡山国際ホテル）
22 日	神青協発送作業
26 日	役員会／女子神
27 日	祭儀部会／祭祀舞部会
28 日	教養研修会
29 日	神政連幹事長・理事会
30 日	神青協天下大祓

9 月

2 日	月次祭
3 日	天皇陛下御即位岡山県奉祝委員会設立総会（三木記念ホール）／育成部会
4 日	特殊神事部会
6 日	祭祀舞研修会
9 日	中国地区神社庁祭式講師研修会 1 日目／神青協役員会／神政連

10 日	中国地区神社庁祭式講師研修会 2 日目／神宮奉賛部会
18 日	総務委員会
19 日	神宮大麻頒布始奉告祭習礼／雅楽部会
25 日	祭祀舞部会／神政連講演会（岡山プラザホテル）
26 日	熊野神社会
27 日	神宮大麻頒布始奉告祭
30 日	世界連邦岡山県宗教者大会（岡山国際ホテル）

10 月

1 日	月次祭
3 日	財務委員会
8 日	役員会／身分選考表彰委員会
10 日	岡山同宗連広報部会
17 日	防災点検
28 日	女子神役員会
29 日	雅楽部会
30 日	祭祀舞部会

11 月

1 日	月次祭
6 日	中国地区神社庁職員研修会 1 日目（山口県）
7 日	中国地区神社庁職員研修会 2 日目（山口県）
8 日	神青協発送作業
11 日	協議委員会／女子神三役会
13 日	神青協広報部会
14 日	特殊神事部会
18 日	祭儀部会
19 日	神宮奉賛部会
20 日	天皇陛下御即位岡山県奉祝式典・提灯行列（岡山シンフォニーホール）／大嘗祭奉祝祭
25 日	新穀感謝祭 1 日目
26 日	新穀感謝祭 2 日目（参拜日）
27 日	新穀感謝祭 3 日目
28 日	雅楽部会／祭祀舞部会
29 日	事業部会／神青協役員会・神宮大麻啓発活動準備

第一回

教化委員会育成部

稚児行列・稚児参詣

令和元年九月二十九日に津山市二宮 高野神社に於いて御屋根葺き替えに係る奉祝事業として「稚児行列・稚児参詣」を企画し、高野神社主導のもと実施致しました。二十八名の稚児が集まり、大変賑々しく神賑いを執り行う事ができました。

我々、育成部はこれからも「稚児行列・稚児参詣」を企画し助勢する所存であります。

奉祝事業や記念式典等を控えた奉務神社がありましたらご相談ください。

教化委員会育成部

吉岡寛人迄

携帯 〇九〇一九九九一―五五五六

メール hiro-8008@outlook.jp



↑読み込んでいただくと
メールアドレスが表示
されます。



閉庁のお知らせ

令和元年12月28日～
令和2年1月5日
年末年始



あとがき

今年度から広報部員が新しくなりました。広報担当が
決まり改めて過去の庁報を読み返しました。なるほど：
記事の内容も然る事乍ら発案から編集まで参考になるこ
とが山盛りでした。部長を始め部員も名だたる方々が務
めておられました。我々も先輩方を見習いつつ、新しい
ことにも挑戦し部員一丸となって頑張ってまいりますの
でよろしくお願いいたします。

広報部長 青江

訂正とお詫び

前号(127号 令和元年7月20日発行)の7頁4段8行目「正服」
は「斎服」の誤りです。訂正しお詫びを申し上げます。